

事 務 連 絡  
令和 5 年 4 月 28 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。